平成２１年（フ）第２０１号
兵庫県加古郡稲美町国岡１丁目84番地
債務者　針村　　円
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４０５号
兵庫県加古川市山手１丁目14番１―503号
債務者　井本　英子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４０９号
兵庫県姫路市北条252番地12市営北条住宅２棟215号
債務者　山本　惠子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４１０号
兵庫県加古川市加古川町西河原76番地の３
加古川西団地１―205号
債務者　筧　　一郎
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４１１号
兵庫県加古川市加古川町西河原76番地の３
加古川西団地１―205号
債務者　筧　　巳喜
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４１５号
兵庫県加古川市別府町新野辺北町３丁目25番地の１県営加古川別府住宅303号
債務者　中元　久美
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４１９号
兵庫県姫路市龍野町３丁目34番地　パークヒルズ姫路セントラル605
債務者　高見　将人
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７０８号
広島市安佐南区相田５丁目42番５号
債務者　舛井富士子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９１０号
広島市南区皆実町１丁目19番16号
債務者　庄野　鈴佳
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９８９号
広島市中区吉島東１丁目24番25―302号
債務者　小松　美紗（旧姓大成）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５８１号
北九州市八幡西区千代４丁目５番５号
債務者　久保　真也
1　決定年月日時　平成21年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６９２号
北九州市小倉南区長行西４丁目20番９号
債務者　村上　麗子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第６９３号
北九州市八幡西区萩原２丁目３番７―102号
債務者　冨吉眞理子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第７０６号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目３番８―108号
債務者　森山　邦子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２４号
長崎県五島市玉之浦町荒川289番地４
債務者　平山　浩二
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２１年（フ）第８３号
鹿児島県大島郡喜界町大字湾326番地４
債務者　築　　敏幸
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第８４号
秋田県大館市比内町扇田字白砂65番地１
債務者　佐々木サナエ
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第８５号
秋田県大館市美園町18番22号、前住所東京都足立区加平２丁目12番５号　プチクレール北綾瀬Ｃ107
債務者　阿部　謙一
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
秋田地方裁判所大館支部